

ご存じですか？「ひとり親家庭のための支援制度」

問 子育て・こども課こども未来係 ☎内線 150・167

児童扶養手当

ひとり親家庭などの生活安定と児童福祉の向上のため、手当を支給します。

【対象者】

父母の離婚、父または母の死亡などさまざまな理由で児童（18歳到達年度の末日まで）を監護している母や監護・生計を同じくする父、当該児童を養育する養育者。

【手当（月額）】

- ①児童が1人の場合は、全部支給 43,160 円、一部支給 10,180 円～ 43,150 円
 - ②児童が2人の場合は、①に最大 10,190 円加算
 - ③3人目以降は、1人につき上記の合計額に最大 6,110 円加算
- ※受給者の所得に応じて支給額が変わります。

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、医療費の助成を実施しています。

【対象者】

ひとり親家庭の父または母、児童、寡婦（60歳以上70歳未満の人で、扶養義務者と生計を同一にしない人）※所得制限などあり

【助成額】

医療機関ごとに支払った保険診療分の自己負担額から1日800円、月上限1,600円を控除した額を助成します。（薬局については保険診療分の自己負担全額）

※寡婦などは入院にかかる保険診療分の自己負担額から1日1,200円を控除した額を助成します。

ひとり親家庭等生活向上事業

児童のしつけや育児、健康管理（親子料理講習会）などに関する各種生活支援講習会を実施します。

※各種制度の利用を希望する場合は、事前にご相談ください。

※ひとり親の就労については、母子・父子自立支援員がお手伝いします。お気軽にご相談ください。

自立支援教育訓練給付金

就職に役立つ能力開発のために雇用保険制度の教育訓練給付指定講座などを受講し終了した場合に、受講料の一部を助成します。

【助成額】 受講料の6割相当額

上限 20万円/年×上限4年（最大80万円）

下限 12,000円

※受講される教育訓練により上限年数は異なります。

高等職業訓練促進給付金

就職に結び付きやすい資格（看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士など）の取得に要する期間（上限4年間）の生活費負担軽減を目的に支給します。

【支給額（月額）】

市民税非課税世帯 10万円（修学最終年14万円）

市民税課税世帯 7万500円（修学最終年11万500円）

※4年の支給には条件があります。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金制度

県では、上記の高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金（50万円以内）および就職準備金（20万円以内）の貸付を行っています。

母子父子寡婦福祉金貸付金制度

県では、母子（寡婦）・父子家庭の経済的自立とその児童の福祉向上を図るため、各種資金の貸し付けを行っています。

【貸付資金】

就学支度資金（入学に必要な資金）

修学資金（高校・大学などでの修学に必要な資金）

修業資金（事業開始・技能の習得のために必要な資金）など

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

問 子育て・子ども課(とも未来係)
☎内線167

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯の子育てにおける負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金の申請を受け付けています。

【申請期限】

令和3年2月28日(日)

【支給対象者・給付額】

(基本給付)

次の①～③のいずれかに該当する人(1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円)

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人(対象者に支給済み)
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(要申請)

※所得限度額有。「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、遺族補償などが該当します。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人(要申請)

※所得限度額有。

(追加給付)

上記①・②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人(1世帯5万円)

【申請】

詳細については、市のホームページなどでお知らせしています。

松浦市立中央診療所を廃止しました

問 健康ほけん課☎内線119

松浦市立中央診療所は、10月31日をもって診療を終了し、11月1日に廃止いたしました。

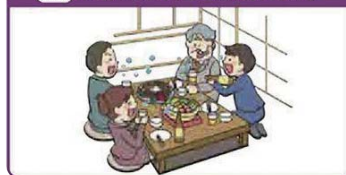
新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた年末年始の過ごし方について

問 健康ほけん課 ☎内線 129・168

会食の機会が増える年末年始は、引き続き手洗いの徹底、咳エチケット、3密(密閉・密集・密接)に注意し、新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「感染リスクが高まる5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考にしながら過ごしましょう!

感染リスクが高まる「5つの場面」

① 飲酒を伴う懇親会等



② 5人以上で長時間におよぶ飲食



③ マスクなしでの会話



④ 狭い空間での共同生活



⑤ 居場所の切り替わり



<感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫>

- 箸やコップは使い回さず、一人ひとりで
- 会話する時はマスク着用
- 席の配置は斜め向かいに(正面や真横はなるべく避ける)
- 体調が悪い人は参加しない
- 換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドラインを遵守したお店で
- 飲酒をする際は少人数・短時間で、なるべく普段一緒にいる人と、深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で。